

令和4年度 第2回長崎地方最低賃金審議会 議事要旨

- 1 日 時：令和4年8月1日（月） 午前8時56分～午前10時15分
- 2 場 所：TBM長崎ビル第一第二地下会議室
- 3 出席者：公益：4名、労働者代表：5名、使用者代表：5名
- 4 議 題：（1）今後の審議日程について
（2）長崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
（3）専門部会委員の任命について
（4）「令和4年賃金改定状況調査結果」等提出資料について
（5）参考人の意見聴取について
（6）事業場実地視察等結果報告
（7）その他

5 審議要旨

議題（1）について

8月3日までに中央最低賃金審議会の目安答申がなされた場合、第2回本審で予定していた目安伝達を8月4日に第3回本審を開催して行う予定とし、終了後引き続き、第1回目の長崎県最低賃金専門部会を開催することが決定された。

第2回専門部会は、8月5日、9時00分から、第3回専門部会は12日、9時30分から開催することが確認された。

第3回専門部会で部会報告が取りまとまった場合は、速やかに第4回本審を開催して、答申がなされることとなった。

8月10日の部会予備日の設定については、専門部会委員の日程調整のため保留となった。

議題（2）について

長崎県特定最低賃金3業種（「はん用機械器具製造業」、「電子部品製造業」、「船舶製造業」）の全てから改正決定の申し出が出なされていること、申出書の内容については、要件を満たしていることを事務局より説明した。

長崎労働局長から審議会会長あて改正諮問を行った。

諮問文内容

令和4年7月1日付けをもって、申出代表者「日本基幹産業労働組合連合会 長崎県本部委員長 中川 俊紀」から、「長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金」及び「長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」について、また、同年7月1日付けをもって、申出代表者「全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 西九州地方協議会 長崎地域協議会議長 川田 隆往」から、「長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信

機械器具製造業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定に基づく、改正決定に関する申し出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

議題（3）について

専門部会は異議申し出にかかる対応が終了した時点で廃止することが、事前に議決された。

議題（4）について

事務局より、令和4年賃金改定状況調査結果による「第4表①」について説明した。また、第3回目安小委員会において提出された「第4表③」の賃金上昇率について、「第4表①」より0.5ポイント高くなっていること等を説明した。この他、「生活保護と最低賃金」、「基礎調査及び賃講調査に基づく未満率と影響率」、その他各種経済関係資料の説明を行った。

議題（5）について

労働者側から1団体1名（長崎県労働組合総連合傘下・長崎県民主医療機関連合会労働組合）を参考人として招聘し、各20分間程度意見陳述及び質疑応答が行われた。

また、一般社団法人長崎県タクシー協会会長の要望書、長崎県産業労働部長及び長崎県弁護士会会長からの要請文書の要旨を説明した。

議題（6）について

実地視察事業場及び書面ヒアリング事業場の使用者及び労働者から徴取した調査票の内容を取りまとめ、事務局より説明した。

その後、事業場実地視察に参加した公労使の各委員より、視察状況の報告がなされた。

議題（7）について

事務局より次回の審議会開催に関する事務連絡を行った。